

## 第3章

## 地域福祉の推進に関する事項

## 3-1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(社会福祉法第107条第1項第1号)

障がい、介護、子育て等、各分野で制度的な対応を進めていくことは必要ですが、制度の充実だけでは、必ずしも安心して生活を築くことができません。

そこで、地域の課題や資源の状況に応じ、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果や効率を高めることを目指します。

市の取組	実施事業	担当課
1 関係機関、関係部署による情報共有と連携		
①相談窓口の連携強化	◇相談内容に応じ、関係部署の担当者が複数で相談を実施 ◇関係部署間での情報の共有	福祉課 子ども支援課 保健センター 教育推進課
②地域包括ケアシステムの強化に向けた介護予防ケアマネジメント業務の実施	◇保健・医療・福祉と連携した介護予防体制の構築	高齢福祉課
③地域共生社会の実現	◇「縦割り」サービスから「丸ごと」サービスへの転換につながる支援 ◇高齢者福祉と障がい者福祉の連携体制の構築 ◇地域包括支援センターにおける児童福祉相談窓口との連携	高齢福祉課 福祉課 子ども支援課

第3章 地域福祉の推進に関する事項

市の取組	実施事業	担当課
2 個々の状況に応じた成年後見制度の利用促進	◇成年後見制度利用支援事業の実施	福祉課
②認知症高齢者の権利擁護の推進		高齢福祉課
③家族（親族）支援による介護環境の整備		
3 避難行動要支援者のための避難支援の充実	◇避難行動要支援者名簿の更新	福祉課
	◇避難行動要支援者や地域支援者への普及啓発	高齢福祉課 企画防災課
	◇障がい者、高齢者等に応じた避難所の運営に向けた体制の整備	
4 地域における見守り活動の推進	◇支援関係者への情報提供等 ◇高齢者見守りネットワーク協力機関との連携 ◇孤立死ゼロ/虐待死ゼロのまち協力隊との連携	福祉課 高齢福祉課
②自殺対策のための見守りの実施		◇母子保健推進員による赤ちゃん訪問等
	◇高齢者見守りネットワーク協力機関との連携 ◇孤立死ゼロ/虐待死ゼロのまち協力隊との連携	保健センター 高齢福祉課

### 3-2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項(社会福祉法 第107条第1項第2号)

地域において住民が福祉サービスを正しく選択し、適切に利用するため、それにつながる適切な情報と支援を提供します。

市の取組	実施事業	担当課
1 民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センターとの連携		
①民生委員・児童委員、福祉委員との連携	◇民生児童委員協議会に対する各種サービスの周知 ◇民生委員・児童委員、福祉委員からの情報に基づいた適切な関係機関との連携	福祉課 高齢福祉課
②地域包括支援センターによる総合相談支援業務の実施	◇総合相談窓口の周知 ◇適切な支援につなげる関係機関との連携 ◇身近な地域への相談場所の配置及び訪問相談への対応	高齢福祉課
2 様々な方法による福祉・保健に関する情報提供	◇広報紙、ラジオ、ホームページ、たじみのふくし、暮らしの便利帳等による情報提供	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課 保健センター 秘書広報課
3 自殺対策に関する啓発と周知	◇広報紙等によるこころの相談窓口等の情報提供、こころの体温計の周知	保健センター

**3-3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項(社会福祉法第107条第1項第3号)**

複雑多様化した地域生活課題\*に対応するためには、社会福祉を目的とする多様なサービスが健全に発達することが重要であるため、多様なサービスの振興や協働を図ります。

\*地域生活課題：福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(社会福祉法第4条第2項)

市の取組		実施事業	担当課
1	地域自立支援協議会を通じた、事業者による適切な事業の取組	◇地域自立支援協議会の開催	福祉課
2	社会福祉法人の地域公益取組の推進	◇指導監査を通じた社会福祉法人による地域公益取組への指導	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課

### 3-4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項(社会福祉法第107条第1項第4号)

福祉は、行政だけが行うものではなく、地域社会の全構成員が連携して行うことが重要です。

このため、地域住民が福祉活動に主体的に参加することができるよう、担い手の育成、情報提供を行います。

市の取組	実施事業	担当課
1 福祉教育の推進		
①福祉教育読本を利用した小学校、中学校での福祉教育の推進	◇福祉教育読本の利用促進 ◇福祉教育読本の改訂	福祉課 教育研究所
②社会福祉協議会と連携した児童生徒の福祉体験学習の実施	◇ボランティア体験講座の開催	子ども支援課
③幼稚園・保育園、小・中学校と地域の福祉施設との交流	◇グループホーム、デイサービス、児童館等との交流事業の実施	子ども支援課 教育研究所
2 地域福祉の将来の担い手の育成		
①子ども会、ジュニアリーダーの活動支援	◇ジュニアリーダー研修会等の開催	教育推進課
②企画段階から子どもが参画する事業の実施	◇児童館・児童センター、公民館での事業の実施	子ども支援課 文化スポーツ課
③地域行事等での子どもによるボランティア活動及び主体的参画の推進	◇地域でのボランティア活動の実施及び公民館活動、祭り等への参画	教育推進課 文化スポーツ課

第3章 地域福祉の推進に関する事項

市の取組		実施事業	担当課
3	ボランティア団体、NPO法人等による連携の推進	◇ボランティアセンターと市民活動交流支援センターとの情報共有 ◇ボランティア団体、NPO法人等の交流	くらし人権課
4	地域福祉に関する活動を行う機関等の周知	◇地域福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員等の地域生活課題を相談する機関の周知	福祉課 高齢福祉課

### 3-5 地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 (社会福祉法第106条の3第1項第1号)

一部の特定の人が地域づくりを行うのではなく、身近な圏域において、地域住民が地域生活課題を自らの問題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、様々な人や機関に働きかけを行い、以下に掲げる取組を実施します。

- ア 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- イ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ウ 地域住民等に対する研修の実施

市の取組		実施事業	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援	◇根本校区地域力向上推進会議の活動支援 ◇笠原未来プロジェクトの活動支援 ◇小泉地域力向上推進会議の活動支援	くらし人権課
3	高齢者サロン活動の支援		高齢福祉課
	①身近な地域における健康維持の体制づくり	◇サロン等における健康教室の開催支援 ◇一般介護予防事業やサロンへの運動指導士等派遣	
	②地域の健康増進・介護予防活動の支援	◇地域の高齢者が自主的に集い、開催する健康増進・介護予防活動の支援	
	③高齢者の集いの場への支援	◇ひまわりサロン活動の活動費助成 ◇ひまわりサロンへの柔道整復師、運動指導士等の派遣 ◇ひまわりサロン活動の備品整備	
	④高齢者支援サービスの提供	◇介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金によるひまわりサロンの支援	
	⑤高齢者による地域貢献への取組	◇高齢者が社会参加しやすい環境づくりの実施	

市の取組	実施事業	担当課
4 地域福祉を担う地域住民の育成		
①介護に関する相談機能の強化	◇地域密着型サービス事業所等による家族介護研修、介護相談会の開催	高齢福祉課
②認知症サポーター養成講座の継続	◇市民を対象とした認知症サポーター養成講座の継続的实施 ◇中高生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施	
③地域の健康増進・介護予防活動の支援	◇身近な地域における健康教室、介護予防教室の開催 ◇地区担当の保健師等による地域の健康づくりの推進	高齢福祉課 保健センター
④高齢者による地域貢献への取組	◇高齢者が役割を持つ意義についての家庭・地域に対する意識啓発の実施	高齢福祉課
⑤小地域での福祉活動支援	◇助け合い・見守り支援活動活性化事業の実施	福祉課
⑥自殺対策を支える人材の育成	◇命の門番（ゲートキーパー）研修の実施	保健センター



**3-6 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第2号)**

地域活動を通して把握された地域生活課題に関する相談について、包括的に受けとめ、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制を整備します。

市の取組		実施事業	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援<再掲>	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援<再掲>	◇根本校区地域力向上推進会議の活動支援 ◇笠原未来プロジェクトの活動支援 ◇小泉地域力向上推進会議の活動支援	くらし人権課

**3-7 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第3号)**

身近な圏域にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備します。

市の取組		実施事業	担当課
1	障害福祉サービスに係る関係機関との連携	◇ケース会議の開催	福祉課
2	生活困窮者自立支援の推進	◇支援調整会議の開催	
3 生活支援・介護予防の体制整備			
	①協議体の設置	◇第一層協議体(市全域)における情報共有と連携の強化 ◇第二層協議体(日常生活圏域)の設置	高齢福祉課
	②生活支援コーディネーターの設置	◇第一層協議体(市全域)生活支援コーディネーターによる地域における支え合い体制づくりの推進 ◇第二層生活支援コーディネーターの配置	
4	地域ケア会議による関係機関との連携	◇地域ケア会議による情報の共有、啓発、連携強化	高齢福祉課
5	利用者支援事業(子育てコーディネーター事業)の実施	◇ネットワーク協議会の開催	子ども支援課